男子2人 在学3年半 大学院に

群馬大工学部 早期卒業制 初めて適用

優れた研究者 早く社会へ

群馬大学工学部で二十七日、在学期間が三年半で卒業できる早期卒業制度の適用第一号となる卒業生が誕生した。学生の勉強意識を高め、優れた研究者を早期に社会に送り出すのを狙いとする制度で、工学部のみで導入されている。第一号となった男子学生二人は十月から同大学院工学研究科に進学することになっており、制度初の卒業生となり、新鮮でうれしい。修士課程での新しい研究が楽しみと目を輝かせている。

早期卒業制度の適用第一号となったのは、情報工学科の笠原祥一さん（21）と津野崇寛さん（22）。同日、桐生市天神一号館の工学部で、九月期卒業生を対象にした学位記伝達式が開かれ、同級生より一足早く晴れの舞台に臨んだ。

笠原さんは「学部では基礎科目ばかりだったけれど、これからは研究が中心。もっと頑張りたい」と笑顔を見せた。津野さんも「一点集中を目指して卒業論文で扱ったグラフ理論」をさらに研究していきたい。大学院の勉強が楽しみ」と抱負を語った。

「お互い頑張ったな」と、早期卒業を喜ぶ津野さん（左）と笠原さん

早期卒業制度は、二〇〇四年十二月、工学部が導入を決めた。学部入学から最短五年で修士学位取得が可能となる制度で、優秀な学生に対し、学部入学から最短五年で修士学位取得が可能だという。

現在は情報工学科と機械システム工学科で運用されている。適用条件は①三年以上在学②卒業要件となる単位を優秀な成績で習得する。また、修士課程については早期修了制度が導入されているため、学部入学から最短五年で修士学位取得が可能だという。

二人は学部二年の時、指導教官を通して制度を知った。適用条件をクリアしても、早期卒業のためには三年後期の授業と同時に「卒業研究」に取り組む必要があり、通常の授業と並行して卒業論文を仕上げるという難関を突破して、この日を迎えた。

「臨時職の手当違法」

旧吾妻町 東吾妻町に請求命令

前橋地裁判決

旧吾妻町の臨時職員に条例で定めていない期末手当を支出したのは違法として、東吾妻町の男性が同町長に約八百三十万円の返還を請求するよう求めた訴訟の判決が二十七日、前橋地裁であった。小林敬子裁判長は「違法な公金支出で、一場旧吾妻町長に支払い義務がある」として、金額請求命令を東吾妻町長に言い渡した。

訴状などによると、旧吾妻町は二〇〇三年三月、臨時職員八十九人に対し、期末手当相当の支給は可能と主張、当時の条例の定めがない限り、ほかの臨時職員の給与を参考にするなどして、別段